

東京労働局が派遣・業務請負の適正化で指導

8割の事業場で偽装請負

請負契約の形をとりながら、実質は労働者派遣事業の働き方をしている——いわゆる偽装派遣の是正指導を、東京労働局は昨秋実施した。昨年一二月に公表されたその結果によれば、偽装請負の疑いのある事業場を調べたところ、その八割が該当し、是正を要する取引件数は約三万八〇〇〇にのぼった。偽装請負は製造業だけでなく運輸業や情報通信業でも多く、さらに数社にわたる業者を経て労働者を供給する「構造的多重派遣」が一部業界で日常化していることも明らかになった。

是正を要する取引が三万八〇〇〇件

製造業の生産ラインを中心に利用が広がってきた請負は、仕事の完成を目的とする民法上の契約。発注元―受託者間に指揮命令関係を生じない点で本来、発注元の直接指示下で働く派遣契約とは大きく異なる。しかし労働現場としては関係法令の谷間に置かれてきたため、形式上は請負だが実態は派遣という違法な偽装請負が横行している。昨年三月から製造業務への最長一年の派遣が可能になったことを受け、東京労働局は独自に「派遣・業務請負適正化キャンペーン」と銘打って、業務請負事業者に対する派遣契約への是正指導に取り組んだ。監督署やハローワーク、労働者の申告などに基づき、割

り出した偽装請負の疑いのある事業所は七一。一〇〜一二月の二カ月間、需給調整官一四人が総がかりで調査にあたった。その結果、実際に偽装請負にあたるとして五七の事業所に是正を指導（違反率二八・二％）。違反事業所の取引先業種の上位には、運輸業（三一・六％）、情報通信業（二二・八％）、製造業（二四・〇％）が上がり、これに卸売・小売業と医療・福祉がともに一〇・五％で続いた。是正指導を通じ、事業主自ら改善の必要があると認められた取引件数は三万七二四件を数えたが、うち半数超（二万四六〇件）についてはすでに派遣契約への切り換えを終え、残りもほぼ自主計画により改善予定だという。

奥田久美局長は、「今回のキャンペーンで業務請負として行われていた取引の相当部分に、不適正な事案が多数存在することが明らかになった。企業の自主点検の促進、違反事業所の指導の徹底に引き続き取り組みたい」と話している。

偽装請負の四パターン

同局によれば、偽装請負には主に四つのパターンがある。

一つは、請負と言いつつながら発注者が受託者（労働者）に業務の細かい指示を出したり、出勤・勤務時間の管理を行ったりするもの。もっとも多く見られるため、「代表型」と名づけている。二つめは、現場に形式的には責任者を置いて「形式だけ責任者型」を発注元からの指示は一見、現場責任者を通じてなされるが、伝達だけで事足りる単純業務に多く見られるパターンだ。同局によれば、一連の単肉体労働を日々雇用のアルバイト作業員十人で行っていたが、現場責任者の中にはアルバイト契約もおり、現場責任者を含む作業員の出退勤や残業の管理、就労状況評価は実態として発注元が行っていた例などがある。

三つめは「使用者不明型」で、業者A社がB社に発注した仕事をB社はC社にそのまま出し、C社に雇用されている労働者はA社の現場に行きA社やB社の指示で仕事をするものの、一体誰に雇われているかよく分からないというパターンだ。例えば、メーカーから受注した業務請負業者が量販店に販売促進用の補助員を配置し、量販店の指揮下でさまざまな業務を行わせるばかりか制服着用や休憩・時間延長の指示まで任せていた事例がある。メーカーと業務請負業者の契約は販促業務の遂行だったが、実態は時間単価と実働から料金を割り出す補助員派遣にすぎず、しかも量販店とメーカー・業務請負業者の間には契約すら存在しなかった。

「一人請負型」。本来は派遣として雇用して斡旋すべきところ、供給元は労働者と業務委託契約を結んで一人請負を装わせ、供給先の指示・命令下で働かせるというものだ。同局によればキャンペーン中、この「一人請負型」に関連し、そもそもハローワークでは扱わない業務委託契約を求人として偽りハローワークの紹介で求職者を得ていた例も発覚した。都下一七のハローワーク全所と連携して求人受付に際し適正な請負かの総点検を行ったところ、これを契機に求人形態を派遣に切り換える例やいったん持ち返る例、需給調整事業部に自主的に相談に訪れる例など改善がみられるという。

構造的多重派遣

また同局によれば、キャンペーンを通じて、「構造的多重派遣」とも言うべき重大違反事例も見つかった。労働者が関与し得ないところで業務委託契約を結び、数次（例えば六社）にわたる業者を経て、就業先である大手企業に供給するというもの。現場では労働者が大手企業の指示下でシステムの運用・開発にあたっていたことから、職業安定法の「労働者供給事業の禁止」違反に該当し、さらに介在業者には労働者を横流しするだけで中間利益を得ていたものもあり、「重なる労働者派遣」に抵触した。関係者の多くが「業界では常識化している」と漏らしたことから、同局では「違反の裾野はかなり広い。万一、事故が起こったとして労働者がどう保護されるのか危うい状態だ」と危機感を募らせている。

（調査部 渡邊木綿子）